

○ 男鹿地区消防一部事務組合消防大学校等出向  
職員選考要綱

令和4年1月19日  
訓 令 第 1 号

(目的)

第1条 この訓令は、男鹿地区消防一部事務組合職員（以下「当組合職員」という。）のうちから、消防大学校、秋田県消防学校その他の研修所の入校、研修等に出向する職員（以下「出向職員」という。）を選考する場合の基準を定めることを目的とする。

(出向職員の条件)

第2条 出向職員は、勤務成績が優秀でありかつ身体壮健で、家族の理解を十分に得ていること。

(申込方法)

第3条 当組合職員で出向を希望する者は、出向希望申込書(別紙様式)により消防長に申し込むものとする。

(設置)

第4条 出向希望申込書が提出された場合、消防長は、男鹿地区消防一部事務組合消防大学校等出向職員選考委員会（以下「委員会」という。）を消防本部総務課に置く。

(組織)

第5条 委員会は消防次長、総務課長、警防課長、予防課長、通信指令課長、救急課長及び消防署長をもって組織し、出向希望申込書が提出された職員のうちから、出向職員を選考するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に委員の数を増やすことができる。

- 2 委員長は、消防次長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を總理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、総務課長がその職務を代理する。

(出向職員の選考)

第6条 前条の規定に基づき出向職員を選考する際は、次の事項に基づいて審査をする。

- (1) 消防職員としての普段の生活や勤務状況及び希望動機。
- (2) 心身ともに、研修等に十分耐え得ることができると認められること。

(出向職員の推薦)

第7条 委員長は、審査の規定に基づき出向する職員を選考した場合、消防長に推薦するものとする。

(出向職員の決定)

第8条 出向する職員は、前条の規定に基づき推薦された職員のうちから消防長が決定する。

(職員への周知)

第9条 消防長は、出向職員が決定した場合、職員に周知するものとする。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、出向職員に関する決定において必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、令和4年1月19日から施行する。

別紙様式

\*受付番号

令和 年 月 日

男鹿地区消防一部事務組合  
消防長 様

消防大学校等出向希望申込書

希望研修等			
階級		氏名	印
生年月日		年齢	歳
勤務所属			
採用年月日			
希望動機			
家族の理解の状況			

\* 欄は記入しないで下さい。